

## 大空町学習用パソコン等貸与ガイドライン

### (目的)

第1条 この規定は、学校の教育課程に則りICTを利活用した教育を進め、教育の質の向上及び学習内容の定着を図るため、大空高等学校（以下、「高校」という。）に在籍する生徒に対して学習用パソコン等の貸与に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において「学習用パソコン」とは、タブレットとして使用できるキーボード付きパーソナルコンピュータで、高校での学習活動に必要な不可欠な教材・教具として使用するための設定及びセキュリティに係る対策を講じたものをいう。

### (貸与物品)

第3条 この規程により貸与を行う物品（以下、「貸与物品」という。）は、学習用パソコン及びその使用のために必要な付属品とする。

### (貸与対象者)

第4条 貸与物品の貸与を受けられる者は、高校に在籍する生徒とする。

### (事務)

第5条 大空町教育委員会生涯学習課長（以下、「生涯学習課長」という。）は、生徒の在籍する高校を通じて、貸与物品を貸与する。

2 生涯学習課長は、高校の学校長（以下、「学校長」という。）に、学校における貸与に関する事務を行わせるものとする。

### (管理)

第6条 生涯学習課長及び学校長は、貸与物品の貸与状況及び使用状況を把握し、必要に応じて指導、助言を行うものとする。

2 学校長は、貸与物品に障害・事故等が発生したときは、速やかに生涯学習課長に連絡しなければならない。

### (貸与期間)

第7条 貸与物品の貸与の期間は、貸与決定日から学校長が定める日までとする。

### (貸与料)

第8条 貸与物品の貸与料は、無償とする。

### (貸与の申請)

第9条 貸与物品の貸与を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、大空町学習用パソコン等借受申請書及び承諾書（様式第1号）を生涯学習課長に提出しなければならない。

### (貸与の決定)

第 10 条 生涯学習課長は、前条の申請書を受理したときは、当該書類を審査し、貸与の可否を決定するものとする。

2 生涯学習課長は、前項により貸与を決定したときは、大空町学習用パソコン等貸与決定通知書（様式第 2 号）により、申請者に通知するものとする。

（受領書）

第 11 条 貸与物品の貸与を受けた者（以下、「利用者」という。）は、貸与物品を受領した場合は、生涯学習課長へ物品受領書（様式第 3 号）を提出しなければならない。

（貸与物品の変更）

第 12 条 生涯学習課長は、貸与決定した貸与物品を変更するときは、大空町学習用パソコン等貸与物品変更通知書（様式第 4 号）により、利用者に通知するものとする。

2 利用者は、前項の通知を受けた場合は、学校長の指示により貸与物品の交換をすることとする。

（貸与物品の取扱、利用者の責務）

第 13 条 利用者は、貸与物品の使用について適正に行うとともに、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年 8 月 13 日法律第 128 号）、著作権法（昭和 45 年 5 月 6 日法律第 48 号）、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）等の関係法令を遵守し、善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

2 利用者は、学校長の許可を得て、貸与物品にアプリケーションをインストールすることができる。ただし、次の各号に掲げる事項によるものとする。

(1) 第 1 条の目的を達成するために有益なものであること。

(2) アプリケーションは信頼できるものであること。

3 利用者は、貸与物品の使用後、使用する際に作成されたデータを削除する。ただし、必要がある場合は、一定の間、貸与物品に保存することができる。

4 利用者がクラウドサービスを利用する場合は、利用者は常に最良の状態で使用できるように管理し、定められた保管場所に保管しなければならない。

5 利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 第 1 条の目的以外の利用

(2) 信頼できる無線 LAN (Wi-Fi) 以外への接続

(3) ID パスワード等の変更及び漏洩

(4) 個人的なメールアドレス、クラウド用アカウント等の使用

(5) 学習に不必要な個人情報の入力

(6) 利用が許可されていないファイルへのアクセス

(7) 不当なハードウェア、ソフトウェアの設定変更

(8) ソーシャルネットワーキングサービス (SNS) の利用

- (9) 学習上必要のないWebサイトの閲覧
  - (10) 電子商取引（課金行為）
  - (11) その他、情報セキュリティに脅威を及ぼすと判断される行為
  - (12) 貸与物品を、他者に使用させ、又は転貸すること。
  - (13) 貸与物品を、売却、廃棄又は故意に破損すること。
  - (14) 貸与物品を、学習活動以外に使用すること。
  - (15) 貸与物品を利用し、他者に対して被害や悪影響を与えること。
- 6 利用者は、生涯学習課長又は学校長から貸与物品の運営管理にあたり必要な指示があった場合は、その指示に従うものとする。

（利用に係る経費）

第14条 学習用パソコンの利用に係る通信費や充電に係る経費は、利用者の負担とする。

（亡失又は損傷の届出）

第15条 利用者は、貸与物品を亡失したとき又は貸与物品が損傷したときは、直ちに貸与物品亡失・損傷届（様式第5号）を生涯学習課長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、当該事由が利用者の故意又は重大な過失によるものと認められるときは、修繕費等の貸与物品の原状復旧に要する費用は、利用者の負担とする。

（損害賠償）

第16条 利用者は、貸与物品の使用にあたり、利用者の責に帰すべき理由により大空町又は第三者に損害が生じた場合には、その損害を賠償する責任を負う。

（決定の取消し）

第17条 生涯学習課長は、第7条の貸与期間中であっても次の各号の一に該当するときは、貸与決定を取り消すことができる。

- (1) 利用者が休学又は留学等により長期に登校しないこととなったとき。
- (2) 利用者が、高校の生徒でなくなったとき。
- (3) 利用者が、第13条の規定に違反したとき。
- (4) その他、貸与物品の管理運営において特別な事情が生じたとき。

2 生涯学習課長は、前項の規定により貸与決定を取り消したときは、大空町学習用パソコン等貸与決定取消通知書（様式第6号）により、利用者に通知するものとする。

（貸与物品の返却）

第18条 利用者は、第7条により学校長が別途定める貸与期間終了日までに、貸与物品を返却しなければならない。

2 利用者は、第17条による貸与決定の取り消しを受けた場合は、学校長が別途定める日までに貸与物品を返却しなければならない。

3 利用者が、貸与物品を前項の返却日までに返却せず、学校長からの督促にも応じない場合は、利用者は貸与物品の価額を弁償する責任を負う。

(連帯保証)

第 19 条 利用者の親権者又は未成年後見人は、本貸与規程に基づき、利用者が負担する一切の債務について連帯して保証する。

(補則)

第 20 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

2 貸与物品の利用に関して、本規程に定められていない事項が発生した場合には、生涯学習課長と学校長との協議の上、対処するものとする。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 9 日から施行する。

様式第1号（第9条関係）

大空町学習用パソコン等借受申請書及び承諾書

年 月 日

大空町教育委員会生涯学習課長 様

大空町学習用パソコン等貸与規程第9条の規定により、学習用パソコン等を利用したいので、次のとおり申請します。

なお、利用にあたっては本規程等を遵守します。

申請者 (利用者)	住所  (ふりがな) 氏名
申請者が在籍する 学 校	大空高等学校
親権者又は 未成年後見人	住所  (ふりがな) 氏名  電話番号  申請者との関係

※ 署名は必ず本人が行ってください。

※ お預かりした個人情報は、その目的を達成するためにのみ使用し、本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

## 貸与条件

1. 利用者は、その貸与を受けた時から貸与物品について保管管理などの義務を負うものとする。
2. 貸与物品の利用にあたっては、利用者は次に掲げる行為をしてはならない。
  - (1) 目的以外の利用
  - (2) 信頼できる無線 LAN (Wi-Fi) 以外への接続
  - (3) ID パスワード等の変更及び漏洩
  - (4) 個人的なメールアドレス、クラウド用アカウント等の使用
  - (5) 学習に不必要な個人情報の入力
  - (6) 利用が許可されていないファイルへのアクセス
  - (7) 不当なハードウェア、ソフトウェアの設定変更
  - (8) ソーシャルネットワーキングサービス (SNS) の利用
  - (9) 学習上必要のない Web サイトの閲覧
  - (10) 電子商取引 (課金行為)
  - (11) その他、情報セキュリティに脅威を及ぼすと判断される行為
  - (12) 貸与物品を、他者に使用させ、又は転貸すること。
  - (13) 貸与物品を、売却、廃棄又は故意に破損すること。
  - (14) 貸与物品を、学習活動以外に使用すること。
  - (15) 貸与物品を利用し、他者に対して被害や悪影響を与えること。
3. 利用者は、生涯学習課長又は学校長から貸与物品の運営間にあたり必要な指示があった場合は、その指示に従うものとする。
4. 学習用パソコンの利用に係る通信費や充電に係る経費は、利用者の負担とする。
5. 利用者は、貸与物品を亡失したとき又は貸与物品が損傷したときは、直ちに貸与物品亡失・損傷届 (様式第 5 号) を生涯学習課長に提出しなければならない。
6. 利用者の故意又は重大な過失により貸与物品を亡失したり損傷を及ぼしたりした場合には、修繕費等の原状に復旧する費用は、利用者の負担とする。
7. 利用者は、貸与物品の使用にあたり、利用者の責に帰すべき理由により高校又は第三者に損害が生じた場合には、利用者はその損害を賠償する責任を負う。
8. 高校は、高校が意図しない貸与物品の利用により利用者が受けた損害に対して、一切の責任を負わないものとする。
9. 利用者が休学等により長期に登校しないこととなった場合は、貸与決定を取り消す場合がある。この場合において、利用者は学校長が別途定める日までに貸与物品を返却しなければならない。
10. 利用者は、学校長が別に定める貸与期間終了日までに、貸与物品を返却しなければならない。
11. 貸与期間中であっても、高校の管理運営において特別な事情が生じたときは、貸与を中止することがある。
12. 利用者には、占有権等の一切の権利の帰属はないものとする。
13. 利用者の親権者又は未成年後見人は、規程に基づき、利用者が負担する一切の債務について連帯して保証することとする。
14. その他、学習用パソコン等の利用に際しては、高校の指示に従うものとする。

様式第2号

年 月 日

大空町学習用パソコン等貸与決定通知書

大空高等学校

様

大空町教育委員会生涯学習課長

年 月 日付で申請のあった学校用パソコン等の貸与について、次のとおり決定します。

貸与を決定する生徒氏名	
貸与を決定する学習用パソコン等の固有記号番号	
付 属 品	ケース1、ACアダプター1
貸 与 期 間	貸与決定日から学校長が定める日（卒業日前 か月以内）
備 考	1 利用等に際しては、裏面の「貸与条件」を遵守してください。 2 利用については、高校の指示・指導に従ってください。 3 貸与開始日及び貸与終了日は学校によって異なりますので、各学校の指示に従って受領及び返却を行ってください。 4 貸与期間中に異なる機種に変更する場合があります。この場合は別途通知します。

## 貸与条件

1. 利用者は、その貸与を受けた時から貸与物品について保管管理などの義務を負うものとする。
2. 貸与物品の利用にあたっては、利用者は次に掲げる行為をしてはならない。
  - (1) 目的以外の利用
  - (2) 信頼できる無線 LAN (Wi-Fi) 以外への接続
  - (3) ID パスワード等の変更及び漏洩
  - (4) 個人的なメールアドレス、クラウド用アカウント等の使用
  - (5) 学習に不必要な個人情報の入力
  - (6) 利用が許可されていないファイルへのアクセス
  - (7) 不当なハードウェア、ソフトウェアの設定変更
  - (8) ソーシャルネットワーキングサービス (SNS) の利用
  - (9) 学習上必要のない Web サイトの閲覧
  - (10) 電子商取引 (課金行為)
  - (11) その他、情報セキュリティに脅威を及ぼすと判断される行為
  - (12) 貸与物品を、他者に使用させ、又は転貸すること。
  - (13) 貸与物品を、売却、廃棄又は故意に破損すること。
  - (14) 貸与物品を、学習活動以外に使用すること。
  - (15) 貸与物品を利用し、他者に対して被害や悪影響を与えること。
3. 利用者は、生涯学習課長又は学校長から貸与物品の運営間にあたり必要な指示があった場合は、その指示に従うものとする。
4. 学習用パソコンの利用に係る通信費や充電に係る経費は、利用者の負担とする。
5. 利用者は、貸与物品を亡失したとき又は貸与物品が損傷したときは、直ちに貸与物品亡失・損傷届 (様式第 5 号) を生涯学習課長に提出しなければならない。
6. 利用者の故意又は重大な過失により貸与物品を亡失したり損傷を及ぼしたりした場合には、修繕費等の原状に復旧する費用は、利用者の負担とする。
7. 利用者は、貸与物品の使用にあたり、利用者の責に帰すべき理由により高校又は第三者に損害が生じた場合には、利用者はその損害を賠償する責任を負う。
8. 高校は、高校が意図しない貸与物品の利用により利用者が受けた損害に対して、一切の責任を負わないものとする。
9. 利用者が休学等により長期に登校しないこととなった場合は、貸与決定を取り消す場合がある。この場合において、利用者は学校長が別途定める日までに貸与物品を返却しなければならない。
10. 利用者は、学校長が別に定める貸与期間終了日までに、貸与物品を返却しなければならない。
11. 貸与期間中であっても、高校の管理運営において特別な事情が生じたときは、貸与を中止することがある。
12. 利用者には、占有権等の一切の権利の帰属はないものとする。
13. 利用者の親権者又は未成年後見人は、規程に基づき、利用者が負担する一切の債務について連帯して保証することとする。
14. その他、学習用パソコン等の利用に際しては、高校の指示に従うものとする。

様式第3号（第11条関係）

物品受領書

大空町教育委員会生涯学習課長 様

生徒記入欄

受領日	年 月 日
学校名・学年	大空高等学校 年
住所	
氏名	

親権者又は未成年後見人記入欄

住所	
氏名	

下記について受領しました。

記

品名	規格	数量	備考
学習用パソコン等 (キーボード添付)		1	
キャリングケース		1	
A Cアダプター		1	

様式第4号（第12条関係）

年 月 日

大空町学習用パソコン等貸与品変更通知書

大空高等学校

様

大空町教育委員会生涯学習課長

年 月 日付で申請のあった学校用パソコン等について、次のとおり機器を変更したので通知します。

利用者	氏名
変更日	年 月 日から変更
貸与を決定する学習用パソコン等の固有記号番号	(変更前)  (変更後)
変更理由	
備考	1 変更前の学習用パソコン等は上記変更日に在籍する高校に返却してください。 2 変更後の学習用パソコンにおいても本規程を遵守して使用してください。

様式第5号（第15条関係）

貸与物品亡失・損傷届

区 分	亡 失 ・ 損 傷 (該当に○)
	年 月 日
学 校	大空高等学校
生 徒 氏 名	氏名
学 年 等	年 組
対 象	学習用パソコン等本体・キーボード・キャリングケース・ACアダプター
貸与を決定する学習用パソコン等の固有記号番号	
理由及び状況	
<p>上記のとおり貸与物品を亡失・損傷したので報告します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>大空町教育委員会生涯学習課長 様</p> <p style="text-align: right;">住 所 生徒氏名 保護者等</p>	
確認欄	年 月 日
所属長 学校長	

様式第6号（第17条関係）

年 月 日

大空町学習用パソコン等貸与決定取消通知書

大空高等学校

様

大空町教育委員会生涯学習課長

年 月 日付で決定した学習用パソコン等の貸与を本規程第17条により、次のとおり取り消したので通知します。

利用の決定を取り消した生徒の氏名	
利用の決定を取り消した学習用パソコン等の固有記号番号	
備考	<ol style="list-style-type: none"><li>1 貸与物品については付属品も含めて全て返却してください。</li><li>2 学習用パソコン本体に保存した情報は全て削除して返却してください。</li><li>3 返却後、当該物品の損傷等が発覚した場合は、規程第15条の規定により利用者に修理費等を負担していただくことがありますのでご了承ください。</li><li>4 その他、返却にあたっては大空町教育委員会の指示に従ってください。</li></ol>